

基準12 地区集会所等

1 地区集会所、公民館（社会教育法によるものを除く。）等準公益的な施設を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者は、町内会、自治会等の組織であること。
- (2) 申請地は、50戸以上の建物が50m以下の敷地間隔で連なっている集落にあること。
- (3) 当該施設は、建設後に町内会、自治会等の組織により運営されるものであること。
- (4) 当該施設は、レジャー的施設等、他の目的と併用されるものでないこと。

2 前項に掲げるもののほか、土地の形状や隣地の状況等を理由に特にやむを得ないと市長が認める場合は、審査会に提案することができる。

◎ 申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。